

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は社として、『わが社は総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する』を掲げ、レンタルという優れたシステムを社会に普及させることにより、企業・団体・個人等の様々な活動をさらに効率的で安全なものにしていきたいと念願しています。そのためには、株主・顧客・取引先・従業員など当社のステークホルダーの方々からのご協力が等しく重要であり、コーポレートガバナンスを強化することにより、それぞれの立場から見た企業価値を高めていかねばならない、と考えています。またコーポレートガバナンスを充実させていくために当社グループとしては、経営の健全性・透明性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保が不可欠であると考え、その体制構築に努めております。

当社は機関としては効率性を重視し、監査役設置会社形態を採用します。その理由は次のとおりです。

- (1)当社の主力となるレンタル事業では、レンタル資産の構成・量、それを運営する人材が経営要素として非常に重要です。これらはいずれも長時間かけて少しずつ育成・整備していくべきものです。この事業特性から考え、経営を監督するには業務に精通した社内取締役が適していると考えます。社外取締役の採用を前提とした、委員会設置会社形態を採用しない所以です。
- (2)当社の企業規模もあり、取締役の数は比較的少数であり、取締役会で実質的な討議が行われています。現在の当社の実情を踏まえると、監査役設置会社形態を採用した方が、より効率的で、責任の所在が明確な、シンプルな組織を形成できると考えます。

ただし、ガバナンスの健全性にも配慮していく必要があるため、

- (1)社外監査役には専門知識を有する者を株主総会で選任して頂き、監査役的活動が活発に行われるように十分な配慮をいたします。
- (2)重要な経営方針・ガイドラインは、決算短信等にて適時開示していきます。という動きも行っていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(有)ニシオトレーディング	3,760,243	13.88
西尾 美子	2,928,034	10.81
西尾レントオール社員持株会	2,751,098	10.16
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,464,400	5.41
西尾レントオール取引先持株会	1,107,636	4.09
野村信託銀行(株)(信託口)	868,500	3.21
財団法人レントオール奨学財団	840,000	3.10
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	705,335	2.60
西尾 公志	655,816	2.42
モルガンスタンレーアンドカンパニーエルエルシー	557,576	2.06

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 第一部
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員	1000人以上

数	
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の連結子会社であるサコス(株)は、大阪証券取引所(ジャスダック市場)に上場しております。当社は平成11年4月にサコス(株)をグループ化したしましたが、その当初から同社の経営方針についてはその独自性を尊重し、グループとしての企業運営を進めてまいりました。平成17年9月期において、復配という一つの経営目標を達成し、経営基盤の構築と将来への方向付けが得られましたので、同社出身取締役が代表取締役社長に就任し、経営にあたっております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。監査役は会計監査人から、監査計画および監査実施状況、ならびに監査結果について適宜報告を受けるほか、必要な情報交換、意見交換を適宜行っております。また、当社は、社長直轄組織である監査室に専従スタッフ4名を配置し、内部監査規程に基づいて各営業部営業所を中心に、管理レベルの向上等のために計画的な監査を実施しており、監査役とは期初における監査方針および監査計画の立案について意見交換を行い、連携し策定しております。また監査結果報告についても監査実施都度、情報交換を行い、課題解決について連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
島中 哲美	他の会社の出身者				○				○	○
長谷川 昌弘	学者								○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

島中 哲美	○	会社法第427条第1項の規定により、社外監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款を変更し、平成18年12月20日付で責任限定契約を締結いたしました。なお、島中氏は「企業行動規範に関する規則」第7条に規定する独立役員であります。	島中氏は、経営コンサルティング会社の代表であり、企業会計・税務面の専門家として当社の社外監査役に適任であると判断し、選任いたしました。また、独立性と専門性の点においても長年にわたる経営コンサルタントとしての豊富な経験と財務面での幅広い知見から客観的・中立的な監査が可能であると判断し、独立役員に指定しております。なお、同氏は「有価証券上場規程に関する取扱要領」16の5(2)dに規定する事項には該当していません。
長谷川 昌弘		会社法第427条第1項の規定により、社外監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款を変更し、平成21年12月21日付で責任限定契約を締結いたしました。	長谷川氏は建設業界が大きく構造変化していく中、工法や技術等について広く専門的な知識・見識を備えているため当社の社外監査役に適任であると判断し、選任いたしました。また、独立性と専門性の点においても建設技術に関する学識者としての豊富な知見から客観的・中立的な監査が可能であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

○ストックオプション制度の導入

平成20年12月19日開催の第50回定時株主総会の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、社内取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する制度を導入しました。役員賞与とは別枠で、ストックオプション報酬額を年額で8,000千円以内としております。

○役員賞与に関する基本方針

当社の役員賞与については、業績連動に基づく役員賞与の支給(税引前当期純利益×0.8%の範囲内)を自主ルールとして設定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットやリスクを株主の皆様と共有することにより、取締役の株価上昇及び企業価値の向上への貢献意欲や士気を更に向上させるため、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に交付する株式数の上限を12,500株として社内取締役に付与します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容は以下のとおりです。

(1)取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 8名 73,436千円

監査役 4名 19,356千円(うち社外監査役(2名)5,138千円)

(2)使用人兼務取締役に対する使用人給与等相当額 53,216千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬限度額(使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まず)

取締役:年額170,000千円及び別枠でストックオプション報酬額として年額8,000千円

監査役:年額30,000千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専任のスタッフは配置しておりませんが、取締役会・監査役会に関する必要業務については社長室スタッフが兼任する形で各々サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の会社の機関としては、会社法に規定する株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。取締役会は取締役7名で構成し、原則として毎月1回定例開催し、会社経営の意思決定を行う常設機関として、取締役会の専決事項および取締役会規程に定める付議事項を審議・決定しております。各取締役は取締役会決定事項に基づき、管掌部門業務を中心に、その執行を行っております。監査役会につきましては、監査方針及び監査計画を協議決定し、4名(内2名社外監査役)の監査役はこれに基づいて取締役会等の重要な会議への出席や、監査役監査により取締役の職務執行を監査するほか、必要に応じて営業部営業所の実地監査を行っております。また当社は社長直轄組織である監査室に専従スタッフ4名を配置し、内部監査規程に基づいて各営業部営業所を中心に、管理レベルの向上等のために計画的な監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行している公認会計士は林由佳氏、梅原隆氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。なお当社における継続監査年数はそれぞれ7年以内です。当社の体制の概要は上記のとおりですが、監査役機能強化に向けた取組状況につきましては、1. 機関構成・組織運営に係る事項【監査役関係】「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」の欄に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、社外監査役2名を含む計4名の監査役が取締役の職務執行について監査し、取締役会における経営判断を法令遵守だけでなく、社内外の良識や経験、見識に基づいた客観的・中立的な視点から評価し必要に応じて意見を述べ監督・監査を行っております。また、常勤監査役は重要な決裁書類の閲覧や定期的な代表取締役との意見交換により意思決定の過程及び業務執行について監督・監査する他、監査役補佐として内部監査部門の組織・権限の強化により監査役機能の充実を図っております。一方、各取締役は精通する事業分野ごとに部門を担当し、職務権限・責任の所在が明確化され相互牽制が機能する体制の下、取締役会において上記監査役の意見を尊重し、経営判断に適切に反映しており、経営監視機能の客観性及び中立性は確保される体制であると認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は毎年9月30日であるため定時株主総会は12月20日前後に開催しております。
その他	株主総会終了後に懇親会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回公益社団法人日本証券アナリスト協会主催の決算説明会につきましては代表者自身による説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室	
その他	機関投資家向けに、年間数回訪問によるIR活動を実施しております。また不定期ではありますが、個人投資家向けに説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は、当社の経営の基本方針、中長期的な経営戦略、グループ会社の運営・管理に関する基本方針、財務の安全性に関する基本方針等について、決算短信および事業報告にて開示しております。また適時情報開示に該当する事項が発生した場合は、速やかに情報開示するようにしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 職務執行の基本方針及び当社における内部統制システムの特徴

当社は、石門心学にいう「心学五則」を経営理念に掲げ、その考え方を基に社是を制定しております。当社の全ての役員（取締役・監査役）と従業員は、この経営理念・社是を職務執行の拠り所として、広く社会から信頼される企業風土の構築を目指しております。

○経営理念

「持敬の心」(絶えず畏敬の念を持って)

「積仁の心」(徳を積むべし)

「知命の心」(社会的有用性の創設)

「致知の心」(知恵を生かすべし)

「長養の心」(長期的視野にたつて)

○社是

「わが社は総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する」

当社では、プロフィット制という部門ごとの独立採算制を採用し、各部門(プロフィット)が主体性を持って事業運営を行っております。内部統制の面でも各プロフィットが責任を持って進め、それを補うものとして全社的なチェック体制を整備しております。

2. 取締役および従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、全社的に定期で実施している、階層別教育・昇格研修にて法令や経営理念・社是を繰り返し徹底しております。

また各プロフィットでは、実際の職務執行にあたって法令・定款・経営理念・社是を遵守するための業務手順・マニュアルが定められ、各プロフィットの管理担当者がその手順通りに業務が行われているかどうかをチェックしております。

さらにそのチェック体制が機能しているかどうかは、監査室が内部監査を通じて、確認しております。

なお、法令・定款違反があった場合は、社内の処罰委員会にて調査の上、取締役会に報告、取締役会にて処罰の決定と再発防止のための指導を行っております。

従業員が社内で法令・定款違反行為がなされるか、なされようとしていることに気付いたときは、社長または取締役・監査役に直接通報できることとしております。(匿名可)

会社は誠意を持って対応し、情報提供者が不利益を被らないように取り計らうこととしております。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の議事録や、各取締役が職務執行にあたり決裁した稟議書などの文書を法令等に基づき、定められた期間保管しております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の主力事業分野である建機レンタル業の特性に起因する、損失の危険の管理に重点を置いております。

まずレンタル資産への投資が大きくなるため、財務の安全性に問題が生じる危険があります。自己資本比率・現預金残高・有利子負債残高などについてガイドラインを定め、決算短信にて公表するようにしております。

顧客層が広く、顧客の業種・企業規模も多様なため、売掛債権の回収についても損失の危険があります。与信管理規程および基準を設けて債権管理を行い、重要顧客については取締役会で与信額を決定しております。

建設機械の安全対策・事故防止も重要な課題です。社内に安全管理担当部門を設け、毎年安全衛生管理計画書を策定し、全社に周知徹底しております。

上記の他、自然災害や各種の人災による損失の危険に備え、リスク管理マニュアルを制定しております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各プロフィットが全社の計画立案指針に基づき事業計画を策定、取締役会にて承認を受けた後、その達成に向けて自主的な運営を行っており、効率性が確保されております。

ただし短期的な視点だけでなく、中長期から見た効率性にも配慮していくため、設備投資や新規事業部門への投資については、取締役会にてガイドラインを設定しております。

6. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、グループ会社の運営・管理に関する基本方針を定め決算短信にて開示しております。

その方針に基づいて、各グループ会社は毎期の事業計画を当社とすり合わせの上策定し、その達成に向けて自主的に運営しております。当社側では関係会社管理規程を定めて各社に対する日常的な経営管理を行っております。また当社の役職員が各社の取締役・監査役に就任し、各社の職務執行の適正を確保する体制をとっております。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、社長室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができます。なお、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に出席し、重要な事項の報告を受ける体制になっております。特に事故その他損害を及ぼす情報については、担当部門および担当取締役が社長に報告すると同時に監査役に報告しております。

また常勤監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める体制をとっております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長と監査役は、相互の意思の疎通を図るために、随時必要な会合を持つようしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「倫理規程」を制定しており、その中で役員および従業員は社会の一員として法令を遵守する良識ある企業人として正々堂々と企業活動を行うために、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たない」としております。

また外部の専門機関等と連携し、組織的に対応できる体制づくりを進めるとともに、各種研修等の機会を通じて、啓蒙活動を推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

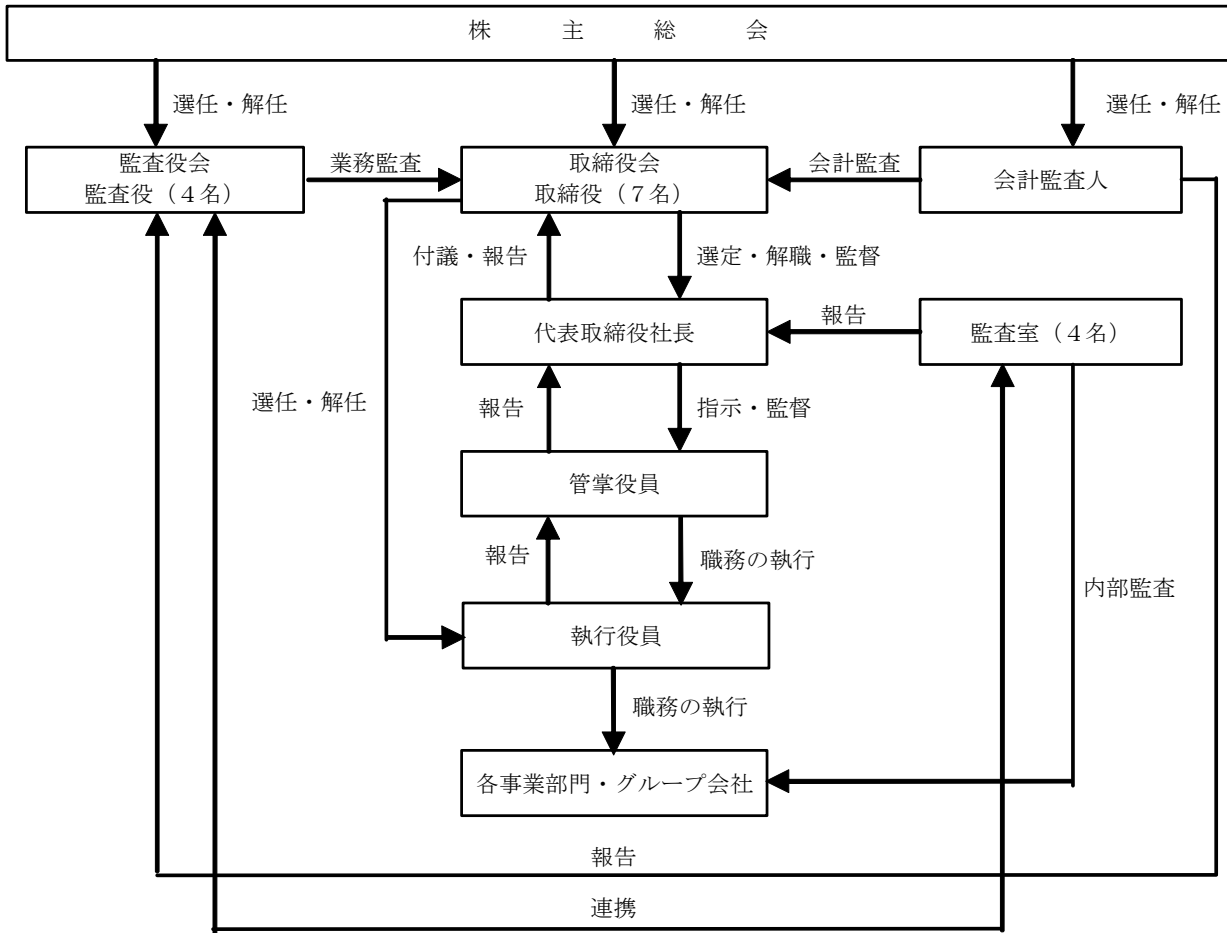
当社の企業価値を向上させることが最大の防衛策であると考えており、もてる経営資源を有効活用し、企業価値の最大化につながるよう事業を進めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めております。本社管理部門管掌取締役を「情報管理責任者」として、また各部門長(当社の子会社については子会社の社長又は当社が別途指定する者)を「情報管理担当者」と定め、重要事実が発生した場合には速やかに情報管理責任者への報告を求め、情報の集約をはかっております。情報開示担当部署は集約された情報を事実発生態様に「決定事実に関する情報」、「発生事実に関する情報」、「決算に関する情報」とに区分し、それぞれ関連部門と連携しながら、部門長及び開示担当者が情報整理、開示の要否判断、開示文書作成と開示を行っております。

(内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図)



(適時開示体制の概要 (模式図))

